

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五百平方メートル以上とする特例措置の適用期間を令和七年三月三十一日までの三年間延長するものとする
こと。
(原始附則第一条の三関係)

第二 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、東京都の特別区の存する区域等を対象とする特例措置の適用期間を令和七年三月三十一日までの三年間延長するものとする
こと。
(原始附則第一条の四関係)

第三 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする
こと。
(附則第一項関係)

第四 所要の経過措置を定めるものとする
こと。
(附則第二項関係)